

事前評価調書

I 事業概要																							
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																						
地区名	一般県道 境政成新田蟹江線																						
事業箇所	海部郡蟹江町宝二丁目地内																						
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・当路線は、名古屋市と蟹江町北部地域を結ぶ幹線道路である。 ・当該工区は近鉄名古屋線近鉄蟹江駅に近接しているほか、周辺には蟹江小学校があり、住宅も立ち並んでいることから、歩行者の利用が多い。加えて蟹江小学校の通学路に指定されている。 ・当該区間には狭小な歩道が整備されているものの、防護柵が設置されておらず危険な状況にあることから、防護柵の設置及び歩道拡幅を行うことにより歩行者の安全性向上を図るものである 																						
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 —																						
事業費	事業費	内訳																					
	0.3 億円	■工事費 0.2 億円、□用地補償費 0 億円、■その他 0.1 億円																					
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度	2025 年度																	
事業内容	歩道設置工事 延長 L=0.12km 幅員 L=9.4m																						
II 評価																							
①事業の必要性	1) 必要性	通学路に指定されており、狭小な歩道が整備されているものの防護柵が設置されておらず危険な状況であることから、防護柵の設置及び歩道拡幅を行うことにより、安全な歩行空間の確保が必要である。																					
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																				
		【理由】 安全な歩行空間の確保のため、事業の必要性がある。																					
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #add8e6;"> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td rowspan="2" style="border: none;">/</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>						2024	2025	合計	工種区分	調査・設計	←→		/	工事		←→	事業費(億円)		0.1	0.2	0.3
			2024	2025	合計																		
	工種区分	調査・設計	←→		/																		
工事			←→																				
事業費(億円)		0.1	0.2	0.3																			
2) 地元の合意形成	地元からの強い要望もあり、市の通学路交通安全プログラムの対象となっていることから、合意形成は図られている。																						
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																					
		【理由】 十分な事業執行体制が整っており、事業計画の実行性は高いため。																					
III 対応方針																							

事業実施が
妥当である。

事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

・事業実施前後の交通状況、歩行者及び通学路の安全性の変化。